

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と石狩新港運送事業協同組合給油所（以下「乙」という。）は災害時における徒歩帰宅者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市域で地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に交通が途絶し、帰宅することが困難な者のうち、やむを得ず徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するため必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- (1) 乙において、徒歩帰宅者に対し一時休憩所として、飲料水、トイレ等を提供すること。
- (2) 乙において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（支援の実施）

第3条 乙は前条の規定により、甲からの支援要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し支援を実施するものとする。ただし、甲から乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、災害時において協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決めるものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成20年11月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年11月1日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介

乙 石狩市新港西1丁目701番地13
石狩新港運送事業協同組合

理 事 長 杉 本 守 巧